

第2回阿蘇市議会会議録

1. 平成31年2月28日 午前10時00分 招集
2. 平成31年3月13日 午前10時00分 開議
3. 平成31年3月13日 午前11時55分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	河 崎 徳 雄	20 番	湯 浅 正 司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	阿 部 節 生	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	本 山 英 二
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	日 田 勝 也
会 計 課 長	大 塚 浩 二	監査委員事務局長	種 子 野 謙 二
農業委員会事務局長	園 田 達 也	税 務 課 長	藤 井 栄 治
ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	古 閑 政 則	人 権 啓 発 課 長	下 村 裕 二
市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み	まちづくり課長	荒 木 仁
水 道 課 長	浅 久 野 浩 輝	阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文
内 牧 支 所 長	本 田 良 治	波 野 支 所 長	加 藤 勇 二 郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 2 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ② 議案第 3 号 阿蘇市税条例等の一部改正について
- ③ 議案第 8 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 15 号 平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑤ 議案第 21 号 平成 31 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑥ 議案第 22 号 平成 31 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑦ 議案第 23 号 平成 31 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑧ 議案第 24 号 平成 31 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 4 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第 5 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 6 号 阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について
- ④ 議案第 8 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第 11 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 12 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 13 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 14 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑨ 議案第 15 号 平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑩ 議案第 18 号 平成 31 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第 19 号 平成 31 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 20 号 平成 31 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑬ 議案第 26 号 平成 31 年度阿蘇市病院事業会計予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 7 号 阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

- ② 議案第 8 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 9 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 10 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 15 号 平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑥ 議案第 16 号 平成 31 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 17 号 平成 31 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 25 号 平成 31 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑨ 議案第 27 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑩ 議案第 28 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 議案第 29 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 30 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 31 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 32 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑯ 議案第 34 号 土地改良事業の施行について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

今後の会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） それでは、議会運営委員長の報告をいたします。

本日、9 時 30 分より、一般質問、追加議案の取扱いにつきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

今期一般質問の通告者は 14 名予定されております。従いまして、一般質問を 3 月 15 日と 18 日の 2 日間とし、15 日は 7 名まで、18 日は 7 名行うことに決定いたしました。

次に、議員発議による議案の提出がありましたので、本日、議案の配付を行い、18 日、一般質問の後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決することにいたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について、報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 2 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ② 議案第 3 号 阿蘇市税条例等の一部改正について
- ③ 議案第 8 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 15 号 平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑤ 議案第 21 号 平成 31 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑥ 議案第 22 号 平成 31 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑦ 議案第 23 号 平成 31 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑧ 議案第 24 号 平成 31 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」他 7 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告をいたします。

今期、第 2 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 8 件であります。3 月 7 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして、報告いたします。

最初に、議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

総務課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 3 号「阿蘇市税条例等の一部改正について」であります。

委員より「環境性能割の説明を。」との質疑があり、市民税係長から「環境性能割とは、現在、自動車を購入した際に自動車取得税として、普通車で 3%、軽自動車で 2%課税されているものです。これは、県が徴収しその後、市町村に交付されるものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
続きまして、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。
まず、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇市病院事業会計貸付金 2 億 6,000 万円を必要とする理由は。」との質疑があり、財政課長補佐から「今年度前半の入院患者数の減少に伴う収入の減額と、歳出についての必要経費が昨年と比較して増加したことが要因です。また、病院は、今回、資金不足を出さないために借入を選択し、その借入先を市の一般会計からできないかとの依頼がありました。」との答弁があり、財政係長から「今年度前半の入院患者数の減少による減収や、それに伴い国保の基金や社保から入る流動資産が減ったこと、加えて昨年、賞与引当金が流動資産に算入され、資金不足となり流動負債が増加したことで 7,200 万円ほど、また、前年度資金不足の 3,500 万円、熊本市民病院の災害受け入れによる給与負担や医師確保のための処遇改善としての人件費が増えた分で 8,000 万円ほど、そして、資材費の高騰による増として 3,600 万円ほどとなっており、それらを積み上げると 2 億 6,000 万円となる内訳を聞いております。」との補足説明がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より「防犯灯電気料契約変更手数料について、LED に交換することで、契約自体が変わるのか。」との質疑があり、総務課長から「この変更手数料は、LED への交換の際、九州電力での変更手続きに関し必要となる経費を市から工事業者に手数料として支払うものです。」との答弁がありました。

また別の委員より「光ネットワーク維持業務委託料について、テレワークセンターへの委託料が増えたのか。」との質疑があり、情報管理室長から「今回の補正は、光ケーブルの新規引き込み、伝送路の移転や修繕を行った件数が、年度途中で増加したことに伴い委託料に不足が生じたため計上したものです。」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

選挙管理委員会事務局次長である総務課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく審査を終わりました。

以上のような審査を経て討論が行われ、委員より「医療センターの貸付金について、その金額に対する根拠説明が納得できないので反対します。」との反対討論があり、挙手による採決を行った結果、賛成多数により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

委員より「内牧支所の窓口カウンターは、あまり移動をする必要がないため、来客が増えているとお聞きしたが、人員配置は適正だと思われるか。」との質疑があり、内牧支所長から「申告時期や業務内容によって重複する手続きがあり、多少休憩時間がずれ込むこともありますが、特に問題ないものと考えています。」との答弁がありました。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より「新庁舎の着工から開所までの今後の予定は。また、解体工事とアスベスト及びP C B調査業務委託は、現在庁舎建設を受注した業者が行うのか。」との質疑があり、波野支所長から「新庁舎は現在、柱もほぼ建ちあがり 4 月から内装や外装などの工事に入ります。庁舎建設を 6 月末に完了し、その後最終的な庁舎内の端末配線工事や旧庁舎からの引っ越し作業を行い、新支所の開設を 8 月 5 日の予定としています。また、解体工事や調査委託については、それぞれに入札を行います。」との答弁がありました。

次に、「会計課」の予算について審査を行いました。

会計課長から補足説明があり、特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「監査委員事務局」の予算について審査を行いました。

監査委員事務局長より補足説明があり、特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より「自動販売機設置における業者の選定の方法は。」との質疑があり、財政課長補佐から、自動販売機については、設置団体からの申し出を基に許可を行っています。」との答弁がありました。

また、委員より「指定管理の公的財産使用料についての額の基準を。」との質問があり、企画係長から「福利厚生の方が強く委託料と同じような性質で経費相当分を支払っている施設と自主事業が大きい場合は固定納付金と変動納付金をもって算出している施設とがあり、それぞれの施設で納付金の算定が異なる現状となっています。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の予算について審査を行いました。

委員より「地籍調査についての進捗状況は。また、事業内容について国の指導方針などはあるのか。」との質疑があり、地籍係長から「進捗状況は、阿蘇市全体で 63%になりますが、現在、進めております旧波野地区では、地籍調査による登記完了面積は 25.13 k m² になりまして、35%程度の進捗率になります。また国土交通省が実施しています本事業につきましては、完了予定などを示す事業計画はありません。来年度は、平成 32 年度から平成 41 年までの第 7 次、10 箇年計画を作成することになっており、阿蘇市の事業計画を県に提出し、国が予算を確保することになります。」との答弁がありました。

別の委員より「固定資産税鑑定評価業務委託料は、何年で 384 万円なのか。また、固定資産評価支援業務委託の内容を。」との質疑があり、資産税係長から「鑑定評価業務については、阿蘇市にある 79 地点の標準宅地の鑑定を行う業務であり、以前の契約単価は 4 万円前後で、3 年に 1 回評価替えの前年（平成 32 年 1 月 1 日）に行うものです。また、評価支援業務については、評価替えの年の土地評価額の適正化と均衡化を図るための基礎データを作成するものです。路線価などの調査を不動産鑑定士等をお願いして、適正な土地評価額を求めていただく業務になります。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より「消防車両でポンプ車、小型動力ポンプなどでかなり古いものがあると思うが。」との質疑があり、総務課長から「消防車については 20 年経過をめぐに、また、小型動力ポンプについては 17 年ほどのスパンで更新をしている現状です。」との答弁がありました。

また別の委員より「防災行政無線デジタル化、これはアナログ無線が法律上使用できなくなったわけではなく、奨励としてデジタル化にするのか。」との質疑があり、総務課長から「電波域の有効利用という形で地上波テレビと同じように、平成 34 年 12 月以降はアナログ方式は使えなくなります。」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

選挙管理委員会事務局次長である総務課長から補足説明があり、特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「議会事務局」の予算について審査を行いました。

委員より「政務活動費がないので、今後考えていただきたい。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号「平成 31 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第 22 号「平成 31 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第 23 号「平成 31 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」、議案第 24 号「平成 31 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査、調査の申し出を要するものと決定いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。10 時 30 分まで休憩いたします。

午前 10 時 23 分 休憩

午前 10 時 39 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 15 分も休憩取って、このままでいいというのはどういうことですか。その文言修正をするのか、このままの文章で議案として出すのか、それぐらい言わんと、このままでいいというのはどういうことですか。

○議長（湯浅正司君） すみません。この 4 ページの谷崎議員のあれは、これは何年が何件ということでしたけど、議事録もなっているそうです。このままの文章でいいでしょうか。

このままの文章でいきたいと思いますが。

11 番、市原正君。

○11 番（市原 正君） 結局、今、15 分休憩をして、何が今、その休憩の中で行われたのか、どういったことが協議をされたのか、そういった説明をきちっとしてもらわないと、我々議員はわかりませんが。

○議長（湯浅正司君） 議会事務局長から説明をさせますので。

○議会事務局長（石寄寛二君） それでは、委員長報告書の 4 ページを見ていただきたいと思います。上から 3 行目です。別の委員より固定資産税鑑定評価業務委託料は、何年で 384 万円なのかとここには記載してあります。谷崎議員のほうから、私は何年で 384 万円ということ聞いたと確認がありましたので、暫時休憩を取らせていただいて、議事録及びテープを確認したところ、ここに書いてありますように何年という質疑になっておりましたので、先ほど議長が言われましたとおりです。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 今の説明はわかるのはわかりますが、テープ自体は何件となっているんじゃないんですか。何年になっているわけ。それならば、何年で 384 万円で正解でいいんですか。何件じゃないですか。発言だろうが、修正はできるんじゃないですか。できないならできないで構わないです。

○議長（湯浅正司君） 16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 事務局の説明、よくわかりました。谷崎議員から自分の発言と違うと。ただ思い違いもあるし、テープと議事録にそれが明記してあるのであれば、そのままをここで承認を求めんといかんと思います。谷崎さんが、例えば私はこう思うとったがと言うたとしても、テープと議事録にそれが何年だと明記されておれば、そのままいかんといかんと思う。それをここで扱うのはおかしいと思う。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 私の言ったことで非常にお騒がせしまして申し訳ございません。私としては、夢の湯の鑑定の問題とかもございましたので、あれば 100 万円でしたので、384 万円上がっていましたのが 1 件なのか、何件なのか、単価を知りたくて何件ですかと聞いたところ、私の発音が何年と聞こえるような録音になっておりました。それで皆さん、総務部長も含めて何年と聞こえたんだけど何件のことだろうなということで、3 行下に 79 地点のと件数で答えてあります。そういうふうに質問と答えが食い違っていますので、できれば議事録というか、発言の訂正をお願いしたいんですけど。

○議長（湯浅正司君） 16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 発言者の意図はよくわかりますけど、それが非常に重要なことですので、そのまま、後の説明で意味がわかれば、そのままです以外ない。でないと、他の部分も全部修正が、私はこう思うとったばってん、口がまめらんでこう言うてしもうたと、

修正してくれということになりますよ。だけん、もうあったことの事実をやっぱり表現していかざるを得んと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務常任委員長の報告のとおりいきたいと思います。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号「阿蘇市税条例等の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 21 号から議案第 24 号までの財産区特別会計予算については、一括してお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号「平成 31 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第 22 号「平成 31 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第 23 号「平成 31 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」及び議案第 24 号「平成 31 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」一括して採決いたします。

議案第 21 号から議案第 24 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 21 号から議案第 24 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号から議案第 24 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 4 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第 5 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 6 号 阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について
- ④ 議案第 8 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第 11 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 12 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 13 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 14 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑨ 議案第 15 号 平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑩ 議案第 18 号 平成 31 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第 19 号 平成 31 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 20 号 平成 31 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑬ 議案第 26 号 平成 31 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（湯浅正司君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 4 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ほか 12 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

今期、第 2 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 13 件であります。3 月 6 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして、ご報告いたします。

最初に、議案第 4 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 5 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 6 号「阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について」であります。

委員より「閉校になる小学校のグラウンドについては、条例で料金を取るようになるため、整備や、樹木などの管理を行っていただきたいと思うが。」との意見があり、教育課長より「昨年度、乗用の草刈機を購入しており、平成 31 年度からは草刈りもできることから、支障がないように管理をしたいと思っております。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「小中学校のエアコン設置について、約 6 億円とあるが、最終的に市の負担はどのくらいになるのか。」との質疑があり、教育部長より「総額で、5 億 9,000 万円が総工事費となり、設計監理を含んだ数字になります。概算では、補助と合併特例債を使いますので、市の負担はほとんどありませんが、その他で基金を 1 億 4,000 万円ほど予定しております。基金は一般財源ですので、阿蘇市の持ち出しは、工事に係る基金の 1 億 4,000 万円となります。」との答弁がありました。

また別の委員より「エアコン設置について、設計と管理業務は別に入札をするのか。」との質疑があり、教育部長より「学校ごとに設計をしており、管理については、小学校 5 校、中学校 3 校になりますので、工事の入札をどういう組み合わせでやるかによって、管理の形態が変わりますので、管理は設計とは別でやりたいと思います。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。特に質疑、意見はなく審査を終了しました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。特に質疑、意見はなく審査を終了しました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「障害児通所給付費の増加と、乳幼児医療費の減額は人口が減ったことによるものなのか。」との質疑があり、福祉課長より「障害児通所給付費については、療育手帳を持っている方、また、手帳を持っていない方でも子どもを事業所へ通わせ、様々な訓練を行う施設です。そういった方々が昨年 150 名だったのが、本年は 200 名と対象者が多くなりました。また、事業所も 2 箇所増えたことから事業費が膨らんでおります。乳幼児医療については、0 歳児から就学前の 6 歳到達までの医療費の完全無料化の分であり、児童数が減ったことも一つの要因と思われます。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 11 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 12 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「資金不足比率が大きくなると何か影響はあるのか、具体的な説明を。」との質疑があり、医療センター事務局長より「昨年は約 3,600 万円の資金不足になり、資金不足比率として△2%でした。今年度、一般会計に 2 億 6,000 万円を上限として貸し付けをお願いしなければ、予測では資金不足額は約 2 億 4,000 万円、率にして△13%ほど出そうです。資金不足比率が 10%を超えると、機構から企業債を借りる際に、協議制から許可制となり、制限を受けることにもなります。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「熊本市が持っていた阿蘇教育キャンプ場の管理委託先は、地元へ委託するのか。」との質疑があり、教育課長より「旧阿蘇教育キャンプ場については、まだ明確な利活用計画が立っていないことから、教育課所管となっています。敷地の草刈りなどを年 2 回、南宮原区にお願いをしております。」との答弁がありました。

また別の委員より「小学校、中学校の要・準要保護児童就学援助費は、平成 32 年の予算になるのか、また今年は入学前に支給されるのか。」との質疑があり、教育課長より「新入学用の学用品関係を入学前に支給してほしいということから、平成 31 年度分の予算に加え、平成 32 年度入学予定の分を計上しております。平成 30 年度は予算計上しておらず、平成 32 年度の入学予定者から対応できるようになります。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

委員より「運動団体の補助金の限度額を下げることはできないのか。」との質疑があり、人権啓発課長より「一団体、153 万円を限度額として支払いを行っていますが、今しばらく現状を維持させていただければと思います。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。特に質疑、意見はなく審査を終了しました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より「高齢者住宅改造助成金の限度額があると思うがその説明を。」との質疑があり、ほけん課長より「上限は 70 万円ですが、課税世帯についてはその 3 分の 2 に、非課税世帯は上限額 70 万円になります。」との答弁がありました。

また別の委員より「不妊、不育治療費助成については非常にいい取り組みだと思う、県の様子を見ながらということであるが、なるべく阿蘇市は多くの助成を行ってほしい。」との意見があり、ほけん課長より「特定不妊治療に取り組んでいるところは、現在 27 自治体あります。しかし、一般不妊治療になると 14 自治体しか取り組んでいません。しかも不育治療になると、まだ 3 自治体しか取り組んでいません。そこら辺を見越して、阿蘇市は、出生率を上げる取り組みというのが非常に求められておりますので、よそでも取り組んでいない一般不妊、不育治療を積極的に助成、支援をすることで出生率を上げようと考えております。利用しやすいように、子育て支援につながるような形での助成の枠組みをつくっていききたいと考えております。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「保育士宿舎借上支援事業補助金の上限はあるのか、また実習宿泊費支援事業はどのような形で、1 人いくら出すのか。」との質疑があり、係長より「家賃借上事業については、月額 6 万円を上限としており、補助の形態としては、民間の保育園に勤務し、勤続年数 5 年未満の保育士を対象としており、法人がまず物件を借り上げて、法人に対して補助をする形になります。財源は、2 分の 1 を国庫補助金、法人と市の負担がそれぞれ 4 分の 1 となり、月額 6 万円を超える家賃については法人の負担を想定しております。また実習費については、これから調整を行いますが、基本的には阿蘇市内の宿泊施設を利用することが条件になりますので、個人に対する支払いはなく、利用した旅館等に対して費用を払うこととし、想定では 1 泊 7,000 円を上限として宿泊施設に払うような形を想定しております。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号「平成 31 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 19 号「平成 31 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「平成 31 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 26 号「平成 31 年度阿蘇市病院事業会計予算について」であります。

委員より「工事費にサイン工事とあるがどういう工事なのか、また国道 57 号からの案内看板などはできているのか。」との質疑があり、医療センター事務局長より「院内での診療科の増減により、来院患者様が分かりやすいように設置するものです。また案内看板につい

ては、阿蘇駅前の交差点と登山道からの入り口に上りも下りからもわかるように設置をしています。」との答弁がありました。

別の委員より「医療機器等の購入では、旧病院からの機器も含まれるのか。」との質疑があり、医療センター事務局長より「内部で十分協議を行い、旧病院からの持ち込み医療機器もあります。新病院になり臨床工学技士を2名新しく増やし、医療機器のメンテナンスや、管理を行っております。日々の点検、手入れをすることにより、寿命の延長化を図り、故障した場合スポットの修理費で賄い、経費削減を図っています。しかしながら、旧病院からの持ち込み機器は老朽化しており、安全面から患者様に不利益を与える可能性があれば、適宜、更新を図らなければならないと考えます。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査・調査の申し出をすることに決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第8号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第15号「平成31年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 先ほどはちょっと混乱しておりまして、タイミングを間違いまして申し訳ありませんでした。

議案第14号、平成30年度阿蘇市病院事業補正予算について、反対の立場で討論いたします。

反対理由は3点です。1点目は、議会に対する説明不足は否めず、内容に矛盾があることがあり、わからない点があることです。同時提出議案書の平成31年度予算案の中の平成30年度決算予定の数字が委員会での説明、総務委員会ですけれども、総務委員会での説明の数字と矛盾しており、粉飾の疑いがあります。例えば、一般会計繰入金の収益は12月採決にも関わらず、決算予定に反映され、委員会で説明があった人件費増の8,000万円は600万円しか反映しておりません。また、前期の収益不足による1億円減少という説明もありましたが、これも載っておりません。そういった意味で、結果損益が0になるような形で出ております。これは粉飾して資金を調達して意図しているものではないと思いますけれども、疑義が生じております。委員会であった未収金の減少により資金が減少するということもありましたけれども、未収金減少するとキャッシュフローは増加するはずであるので、よくわからないところがあります。その他、諸々ありますが、こういう重大な問題は書面の資料をもって、直近のデータをもって説明すべきで、口頭のみ説明ということは最初から議員に理解を求めようとしてないのではないかと不快に思うこともありました。特に今回の委員長報告

で、協議制から許可制になるという重大な局面を向かえている内容でございますので、重要な資料提出が必要であったと思います。

2 点目としては、2 億 6,000 万円不足の根拠が不明瞭であり、委員会説明で考察とすると、差し引きで 2 億円程度であるという点。2 億 5,000 万円分の資金不足根拠が委員会で説明されましたが、12 月の一般会計繰入金 4,800 万円を差し引くと 2 億円程度となります。また、平成 30 年度予定キャッシュフローでは、主は 1 億 8,000 万円、期末が 3 億円でありますので、2 億 6,000 万円不足だとしても 2 億 6,000 万円そのまま必要とはならないと考えます。全部適用で、独立した企業に余分に資金を出すと一般会計を圧迫することになりますので、そのところの考慮も必要であり、減額すべきだと思います。

3 点目は、委員会では収益減、経費増との説明でしたが、そうなれば経営悪化になる借入れということになりますので、再建計画を提示し、返済計画を出すべきだと思います。しかしそれが提出されておられません。阿蘇医療センター改革プランというものがありますが、3 年前の平成 27 年度までの実績でつくってあり、これが計画どおりに進んでおらず、参考になりません。借入れの際には直近の数字を出して借入れ返済の計画を出すのが当然であると考えます。平成 29 年度は 2 億 4,000 万円の赤字を出し、累積欠損金は 18 億円を超え、1 億 4,000 万円の債務超過の状態で、さらに 2 億円の単価借入を平成 29 年度はしております。平成 30 年度、今回、一般会計繰入金を 5,000 万円追加増額したのにもかかわらず損益予想も返済計画も出されずに 2 億 6,000 万円さらに借入れようとしております。今後どうなるかを考えたとき、これは簡単に賛同できるような問題でなく、重大な問題だと思われます。それなのに議会に対して説明が雑で、内容で持っている数字と議会提出の数字が違うなど、議会に対して軽んじているんじゃないかと思える状況があります。結論として、差し戻してもう一度根拠の説明を直近のデータで行うか、減額するかが必要であると思います。また、資金が必要なら 10 億円まで短期で借入れが可能となっておりますので、まず短期で借り、決算が終わり数字が正確に提示できたところで短期を長期に組み替える案を出すことが透明性が得られた適当であると考えますので、反対いたします。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 4 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、委員長の報告のと

おり可決されました。

次に、議案第 5 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号「阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決をいたしま

す。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 14 号は起立より採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「平成 31 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「平成 31 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「平成 31 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「平成 31 年度阿蘇市病院事業会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 25 分から再開します。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 7 号 阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 8 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 9 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 10 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 15 号 平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑥ 議案第 16 号 平成 31 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑦ 議案第 17 号 平成 31 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 25 号 平成 31 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑨ 議案第 27 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑩ 議案第 28 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 議案第 29 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 30 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 31 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 32 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑯ 議案第 34 号 土地改良事業の施行について

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 7 号「阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」ほか 15 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 2 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 16 件であります。3 月 8 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 7 号「阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」であります。

委員より「阿蘇市の水道技術管理者が、現在、有資格者 1 名ということですが、長期入院などによる欠員の可能性も考えられ、結果的に水道事業の運営に支障をきたすようなことを

踏まえると、後継者育成も含めた資格取得者を確保するための検討を早期に計画された方が良いのでは。」との質疑があり、水道課長から「水道技術者が不足していることについては、強く感じているところであります。管理者につきましては、専門学校以外での資格の取得方法として、厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する水道管理に関する講習の課程を修了した者とあり、現在、日本水道協会がこの講習会を開催していますので、それらの講習を受講し技術管理者の育成を図りたいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「技術者であるがゆえに、一定の課に長期間留まるというのは、本人にとっては良いことなのか。いくつかの課を異動し、多くの経験を重ねることが理想的であると感じます。そのあたりは、部長会議などでもしっかりと検討されることが必要である。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より「耕作放棄地の対策補助金に関連して、市内の耕作放棄地の状況は」との質疑があり、農業委員会事務局長より「耕作放棄地は、平成29年度で17.5ha。昨年30年度の集計では、これが28haに増加しています。」との答弁があり、また、委員より「調査に関しては、優良農地を中心にされたと思われるが、調査の目が届かない山間部とかは、どのような状況なのか。」との質疑があり、事務局長より「ご指摘のとおりこれまで優良農地を中心に回っており、山間部の状況把握までは至っておりません。今後とも農政課との連携を密にし、少しずつではありますが耕作放棄地解消に向けて努めてまいります。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「仙酔峡入口交差点のサイン撤去工事について、撤去後は新たなサイン設置など検討するのか。」との質疑があり、観光課長から「現在、ナビが普及しています。また、既に仙酔峡、かんぼの宿や青少年交流の家のサインなども設置されています。それらを踏まえ、必要であるということであれば検討したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

まちづくり課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「課長の説明に、担い手確保・経営強化支援事業補助金について、補正に計上していたが、先般、不採択と結果であったとのことだが、その理由は。」との質疑があり、農政課長から「本事業は、申請内容をポイント制で審査するような内容になっており、県の採択ポイントを下回ったのが一番の理由です。」との答弁があり、また、委員より「今回は、

不採択であったが再挑戦する機会はあるのか。」との質疑があり、課長から「国の二次補正という性格上、次は無いということですが、来期は経営体育成支援事業を活用するなど、調整を考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 9 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「先般の本会議で、3 輪車の道路使用料の判断について、今後、検討するということでしたが、その結果は。」との質疑があり、観光課長から「使用料徴収条例の車両種類については道路運送車両法に基づいて設定しており、本法令には 3 輪車は 2 輪車と同様に区別されていることから、2 輪車の使用料の 200 円で対応します。」との答弁がありました。

次に、議案第 10 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「無電柱化事業委託料について、委託先は熊本県になるのか。」、また、別の委員より「阿蘇山が見えるようにとのことだが、電柱以外の建物などの景観は。」との質疑があり、建設課長から「委託先は熊本県になります。本事業は、阿蘇駅から降りた時に見えるロケーション内にある、電柱、電線を地中化するという事業内容になります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「地中化をした後に、地震などにより被災した場合の復旧が大変になるのでは。」との質疑があり、課長から「先進事例を県にお聞きしましたが、ボックスカルバート内に線を埋設するため、大きな影響は無かったとお聞きしています。」との答弁がありました。また、土木部長より「本事業の財源は、社会資本整備総合交付金の防災安全交付金を活用します。災害に強いまちづくりを進めるという意味もあり、台風や地震などで電柱が倒壊したという事例を踏まえての事業化でもあるようです。」との補足説明がありました。

また、別の委員より「道路改良工事などについては、各区長の要望もあるが、整備箇所が偏ることがないよう、行政主導で整備を進めることが必要と思われる。」との意見がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「赤水西団地の住宅建替については、被災した場所に建設されるのか。」との質疑があり、住環境課長から「これまでに、学術的な調査もされており、また、専門の方から、予定している基礎工事であれば問題ないとの回答を得ていますことから、現地での計画を進めたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

農業委員会事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「東阿蘇観光開発株式会社に関する損失補償契約補償金について、償還はいつまでとなるのか。」との質疑があり、観光企画係長から「法的に支払う義務があるのは平成 36 年までになります。そこで上限の 3 億 3,000 万円到達する予定です。」との答弁があり、また、委員より「本年、仙酔峡関連で道路も復旧して、つつじ祭りも再開するということだが、駅舎や仙酔峡ロープウェイの撤去等、この損失補償とは別に負担が生じると思われるが。」との質疑があり、観光課長から「最終的な方向性については、近日、開催する予定の取締役会の中で決まっていくものと考えます。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「温泉センター運營業務委託料の内訳を」との質疑があり、まちづくり課長から「正社員 1 名分の給与と福利厚生費等を積み上げたものです。」との答弁があり、地域振興課係長から補足で、「別途、一般消耗品や水道滅菌装置の維持管理なども含まれています。」との答弁がありました。

別の委員より「正社員 1 人の給与等と維持管理費用とのことだが、休業しているのに約 700 万円の費用が必要なのか。」との質疑があり、課長から「業務内容として、電話での問い合わせ等も多くありますので、その対応や、内外の清掃、植栽の管理等を。また、建物自体がまだ不安定な状態ですので、周囲の方々への安全対策業務などと、加えて、隣接する施設にお湯を送水するための管理と滅菌業務等も含んでいます。ただし、灯油代に関しましては、市の負担ではなく家族湯を経営されている方の負担となっています。」との答弁がありました。

また、別の委員から「あびかブルーベリー圃場等管理業務委託料について、以前から、特産品化に向けて取り組んできたものと記憶しているが、その収益状況は。」との質疑があり、商工物産係長から「収益はあがっていない状況です。当初は農政課が所管し事業は開始され、やがて 10 年近く経過していますが、結果が中々出ていないというのが現状です。」との答弁がありました。また、委員より「長期に亘って事業を実施し、一定の成果が出ないようであれば、事業を整理するようなことも必要と思われるが。」との質疑があり、経済部長から「ご指摘のとおり、本事業については、商品化や収益にも結び付いていないことから、来年度には、皆さまに方針を報告させていただきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「ふるさと応援寄附金の歳入を 2 億円としているが、これまでの状況を見込んで計上したものか。また、説明に、今後、総務省が経費を 50%以内に抑えるような通達が予想されるということであったが、阿蘇市の状況は。」との質疑があり、課長から「ふるさと応援寄附金については、2 月末現在で約 1 億 4,700 万円の寄附があっていることから、来年度、2 億円を目標として計上したものです。経費の比率については、現在、概ね 51 から 52%でありますので、今後、通達等あれば若干調整を行う程度で済むものと考えています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「有害鳥獣捕獲報奨金について、特定の方が力を発揮されて駆除にあたっておら

れるようですが、その力に頼りすぎると、もし、その方が居なくなった場合の事業の継続が心配されるところです。最近、猟銃ではなく罠を取り入れた駆除も行われているとお聞きしましたが、駆除隊の育成もですが、民間の方にも駆除方法を知っていただき、広く浅く事業を行うことが必要と思われるが。」との質疑があり、農政課長から「駆除隊の役員会に対して、そういったご意見があったということをお伝えし、内容などを検討してまいります。」との答弁がありました。また、別の委員より「近年、猟銃の免許の取得者は、非常に少なくなっており、猟銃による捕獲も限界に近づいているように感じられる。今後は農家の自衛策も勿論だが農家に限らず、シカ、イノシシ等が出る地域の自衛策として、狩猟用罠の講習会の開催、県境との狩猟協定、免許取得費の助成金の創設、市民の安全を守るための対策など抜本的な検討が必要だと考える。また、罠については、生きて捕獲できることからジビエの検討も可能になると思われるが。」との質疑があり、課長から「駆除隊の方々の高齢化も進み、銃による捕獲がかなり難しくなっているような状況から、昨年 12 月に熊本森林管理署と協定を締結し、罠の貸与を受けることが出来ました。現在、駆除隊を通じて周知を行い、広く貸し出しを行う計画にしています。

捕獲については、毎年 9 月、九州管内で一斉捕獲の取り組みを 2 回ほど実施し、少しずつ効果もあがっているようですが、県境の問題については、今後、竹田市の猟友会等との意見交換の場を設ける予定にしています。今後、効果が期待できるものを確実に実施してまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 16 号「平成 31 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」であります。

委員より「ミヤマキリシマ害虫駆除について、これまでの噴火等もあってミヤマキリシマの株も多くは減少しているものと思われるが。」との質疑があり、観光振興係長から「職員で現地の確認を行いました、以前と比べて、花実や枝数株など若干減っているように感じています。今後、環境省と害虫調査を行い、その結果を踏まえて消毒の実施を決定する予定です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 17 号「平成 31 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 25 号「平成 31 年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

委員より「阿蘇市の老朽管布設替えはどの程度進んでいるのか。」との質疑があり、水道課長から「老朽管は、耐用年数が 40 年以上経過しているものを指しますが、市内に水道管は全体で約 230km あり、その 1 割に当たる約 23km が耐用年数を経過しているような状況です。今後は、整備計画を作成し、計画的な更新に努めたいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 27 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 28 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 30 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 31 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 32 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を一括議題として審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 34 号「土地改良事業の施行について」であります。

農政課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会と致しまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 7 号「阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「平成 31 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「平成 31 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「平成 31 年度阿蘇市水道事業会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決をいたしま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号「土地改良事業の施行について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く案件について討論採決が終わりました。

これより、議案第 8 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

7 番、岩下礼治君。

○7 番（岩下礼治君） 7 番、岩下です。反対の討論を行います。

毎年同じことなんですが、アゼリア 21 について、年度末に補正予算を組むということで、光熱水費ということでもありますけれども、今年は暖冬であったにもかかわらず 1,500 万円ほど補正になっていますので反対いたします。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

反対討論がありましたので、この議案第 8 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算については、起立により採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 8 号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 15 号「平成 31 年度阿蘇市一般会計予算について」討論を行います。討論ありませんか。

6 番、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。反対の立場で意見を述べていきます。

まず、人権対策費の中での運動団体補助金ですね、775 万円、これは実際、昨年の決算でいけば 650 万円ですかね、100 万円近く減っている状態なので、これはやはり熊本市のように、団体への補助金を認めるべきではないと思いますので、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

反対討論がありましたので、この議案第 15 号は起立より採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

午前 11 時 55 分 散会